

ごあいさつ



人口減少・少子高齢社会の到来、国際化や情報化の進展、家族形態や個人の価値観の多様化等、社会経済環境が大きく変化する今日において、永平寺町の将来像「うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち えいへいじ」を実現するためには、男女がともに参画してまちづくりを担っていくことが重要です。

永平寺町では、平成19年3月に「えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、町民の皆様とともに男女共同参画を推進する様々な施策に取り組んでまいりました。また平成22年8月には、「男女共同参画都市宣言」を実施し、身近な家庭・地域・職場から、性別にかかわらず、古い慣習やしきたりを見直し、個性や能力が発揮でき、自分らしく豊かに生きることのできる社会を町民と町が一体となって創りあげていくことを高らかに宣言いたしました。

このたび、「えいへいじ男女共同参画計画」の中間年にあたり、これまでの施策や取り組みを検証するとともに、町民意識調査の結果を踏まえ、施策の見直しや新たな事業展開を進めるための後期計画を策定いたしました。今回の計画では、町内会や小学校区等の地域での取り組みの充実を図ることや、家庭生活の中での男女の役割を見直し、できることから始める意識づくりに努めることとしています。また、より実効性のある計画とするため、7つの項目について数値目標を設定いたしました。

計画の着実な推進を図るためには、町民・団体・事業者の皆様と町がそれぞれの役割を十分認識し、一体となって取り組んでいくことが重要です。本計画に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、町民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成24年3月

永平寺町長 松本文雄

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画改定の趣旨	2
2. 計画の性格と役割	2
3. 計画の目標	2
4. 計画の期間	2
5. 男女共同参画の視点から見た永平寺町の特性と課題	2
第2章 計画の内容	5
計画の体系	6
基本目標Ⅰ 男女が共に生きる意識づくり	7
基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり	8
基本目標Ⅲ 男女が共に安らぐ生活づくり	9
基本目標Ⅳ 推進体制づくり	10
主な施策の内容	11
数値目標	16
参考資料	17
資料1 男女共同参画社会基本法	18
資料2 第3次男女共同参画基本計画（基本的な方針）	25
資料3 福井県男女共同参画推進条例	29
資料4 永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱	35
資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）	37
資料6 男女共同参画に関する永平寺町・福井県・日本・世界の動き	45
資料7 男女共同参画に関する用語の解説	46

第1章

計画の趣旨



1. 計画改定の趣旨

永平寺町では、合併後の平成19年3月に期間を10年とする「えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、平成22年8月には、男女共同参画都市を宣言しました。これらの計画や宣言に基づいて、これまでに様々な男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進してきました。

しかしながら、平成23年度に実施した町民意識調査の結果を見ても、男性と女性の役割をそれぞれ固定化する意識は依然として存在しており、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現には尚一層の努力が必要です。

こうした状況のもと、「えいへいじ男女共同参画計画」が平成23年度に中間年度を迎えることや、社会情勢の変化に的確に対応し、より積極的に取り組むために、計画の見直しを図るものです。

2. 計画の性格と役割

この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならない」という条項に基づくもので、永平寺町におけるあらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画のまちづくりを総合的・計画的に推進するための基本となるものです。

また、「永平寺町総合振興計画」（平成20年3月策定）において、男女共同参画社会の推進が掲げられているとおり、本町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、住民・事業者・行政が協働して取り組むための指針でもあります。

3. 計画の目標

永平寺町がめざす男女共同参画のまちづくりとは、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、お互いを認め合うことで心豊かな人間性を育み、誰もが性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる、活力あるまちづくりです。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

なお、主な施策については、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

5. 男女共同参画の視点から見た永平寺町の特性と課題

(1) 高い高齢化率と共働き

永平寺町の人口は、平成24年1月1日現在19,856人、そのうち65歳以上の人口は5,046人で、高齢化率は25.4%（平成22年4月の調査では福井県24.9%、国23.0%）と高い状況にあります。

高齢化が急速に進む中、介護を必要とする人が増えていますが、少子化により子ども

もが親の介護をすることが期待できなくなりつつあるとともに、老人家庭や一人暮らしなどの場合、介護の問題は一層深刻なものになります。

平成22年の国勢調査によると、本町は三世代同居世帯が20.9%（福井県17.5%、国7.1%）と高い率を示し、「嫁は働きに出るのが当然である」という考えが多いため、共働き率（平成17年）は63.2%（県58.2%、国44.4%）と非常に高く、しかも「男は仕事、女は仕事も家庭も」という役割分担が「当然」という考えが根強く残っており、女性の負担が大きくなっています。

このようなことから、男女が共にいきいきと暮らせる家庭や地域社会をつくるためには、平成23年度に行った「男女共同参画に関する町民意識調査」（以下「意識調査」という）の中の「問12. 男女が社会の対等なパートナーとして、互いに人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が重要だと思いますか。」の1位に“男女ともパートナーとして理解し協力する”という結果が出ていますが、育児や介護の支援事業を充実するとともに、女性に介護や子育ての負担を偏らせることなく、男性も子育て等に積極的に参加し、お互いに助け合っていくことが必要です。

（2）家庭や地域の慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別による役割分担意識があり、これに基づく制度や慣習等が男女の差別・格差等を生じさせています。

意識調査によると、「問12. 男女が社会の対等なパートナーとして、互いに人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が重要だと思いますか。」の2位に“男女差別的な慣習やしきたりの見直し”をあげています。例えば地区の集会には男性が出席するものと慣習化されていたり、地区の行事などでは、企画は男性が行うものと決めつけられていたりするなど、様々な協議事項の決定等に対して女性の声が反映されにくくなっているのが現状です。

女性にとっても男性にとっても住みやすい地域づくりを進めていくためには、一人ひとりがジェンダー（※1）にとらわれた慣習やしきたりを見直して、女性だから男性だからといった固定的な性別役割分担意識を取り除き、女性は単に参加するだけということではなく、意志決定の場に参画できるような体制づくりと、お互いを認め合うことができる意識の定着が必要です。

国の第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）で改めて強調している5項目のうち、「地域における身近な男女共同参画の推進」については、町が重点的に取り組む項目であり、今回の見直しのポイントを「家庭・地域での慣習の見直しと意識改革」としたところ です。

（※1）ジェンダー：「男らしさ」「女らしさ」といった社会的・文化的・歴史的につくられた男女の性差



第2章

計画の内容



ひととひと
“男女が支えあい 輝くまちづくり” 体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女が共に生きる意識づくり	① 家庭・地域での慣習の見直しと意識改革	<input type="checkbox"/> 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し <input type="checkbox"/> 家庭生活における男女共同参画の促進 <input type="checkbox"/> 男女が共に参画する地域づくりの推進
	② 男女平等教育・学習の推進	<input type="checkbox"/> 男女の平等と自立を図る学校教育の推進 <input type="checkbox"/> 男女共同参画を進める生涯学習の推進
	③ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	<input type="checkbox"/> 審議会等への女性の参画促進 <input type="checkbox"/> 女性のエンパワーメントの促進 <input type="checkbox"/> 地域の政策・方針決定過程への女性の参画促進
II 男女が共に活躍できる環境づくり	① 男女の仕事と家庭の両立支援	<input type="checkbox"/> 多様な需要に対応した保育サービスの充実 <input type="checkbox"/> 多様な需要に対応した介護サービスの充実 <input type="checkbox"/> 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 農林商工業における環境の整備
	② 働く場における男女平等の実現	<input type="checkbox"/> 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 <input type="checkbox"/> 職業能力開発および能力発揮の支援
	③ 国際交流と協力の推進	<input type="checkbox"/> 国際的な視野をもった住民の養成 <input type="checkbox"/> 海外諸地域との交流事業の促進
III 男女が共に安らぐ生活づくり	① 男女の健康づくり支援	<input type="checkbox"/> 生涯を通じた健康づくりの推進 <input type="checkbox"/> リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する意識の浸透 <input type="checkbox"/> 健康を脅かす問題についての対策の推進
	② 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備	<input type="checkbox"/> 看護・介護体制の充実 <input type="checkbox"/> 保健医療体制の充実 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者の社会参画の促進と就業環境の整備
	③ あらゆる暴力の根絶	<input type="checkbox"/> 暴力および差別を根絶するための基盤づくり <input type="checkbox"/> 異性に対する暴力への取り組み <input type="checkbox"/> 被害者に対する相談支援体制の充実
IV 推進体制づくり	① 施策推進体制の整備	<input type="checkbox"/> 男女共同参画の視点にたった推進体制の整備 <input type="checkbox"/> 施策の点検・評価の仕組みづくり <input type="checkbox"/> 現状の把握と情報提供
	② 町民・関係機関等との協力・連携の強化	<input type="checkbox"/> 住民参加の推進 <input type="checkbox"/> 国・県等との連携

基本目標 I 男女が共に生きる意識づくり

重点目標 ① 家庭・地域での慣習の見直しと意識改革

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

平成23年度に実施した「意識調査」において、各分野における男女の地位についてたずねたところ（問9）、「家庭」「職場」「地域活動」「政治」および「社会全体」の分野において、約半数の人が「男性が優遇されている」と感じています。また、「男女が社会の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重しつつ責任も共に担う社会の実現のためには、何が必要だと思いますか」という問に対して、「男女ともパートナーとして理解協力する」が約8割となっており、次いで「男女差別的な慣習やしきたりの見直し」、「男性自身が意識改革をする」となっています。

身近な家庭や地域から、男女がお互いを思いやり、力をあわせて家庭づくり・地域づくりを進め、社会や地域の制度・慣行を男女共同参画の視点から見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく家庭や地域の慣習・しきたりを見直し、意識の改革を図ることがさらに必要です。

重点目標 ② 男女平等教育・学習の推進

“男女平等”や“人権尊重”についての認識や価値観は、家庭や学校または地域社会の中で形づくられるものであり、あらゆる機会をとらえて、思いやりと自立の意識を育みながら、幅広く人権を尊重した男女平等の教育を進める必要があります。

男女共同参画社会を実現する基礎となるものは、教育であり学習です。学校教育や社会教育において、自立の意識を育み男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努めることが求められています。

また、誰もが性別にとらわれず個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることが重要です。

重点目標 ③ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

社会の構成員の約半分は女性であり、その女性の意見や考えを政治・経済・社会・文化などあらゆる分野に反映させることは、男女共同参画社会づくりの基礎となる重要なことです。永平寺町の審議会等における女性の参画の割合は38.5%と、当初の計画目標を達成していますが、地域における方針決定の場への参画等、まだまだ不十分な状況があります。

政策・方針決定の場への男女共同参画を推進するには「男が主、女が従」といった男女の不平等や固定的な性別役割分担意識を解消していくと共に、女性自身が意欲を高め、エンパワメント（※2）を図る必要があります。

それとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※3）を講じるなど、女性が参画しやすい状況を整えることが重要です。

基本目標 II 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標 ① 男女の仕事と家庭の両立支援

一人ひとりの生き方が多様化する中で、仕事と家庭生活やその他の活動のバランスを図り、男女が生涯を通じて充実した生活が送れるような環境づくりが求められています。

そのためには、安心して子どもを産み育て、協力して家庭生活にあたれるよう、育児・介護休業制度等の周知を図り、制度を利用しやすい環境を整えるとともに、町民のニーズに応じた保育サービス・介護サービスの整備や、相談・支援体制の充実を図り、社会全体で育児や介護を支援していくことが必要です。

また、男女ともに働き方の見直しを進め、それぞれの家庭状況に応じて柔軟な働き方ができるよう、就業時間や雇用形態における選択肢(※4)を増やすとともに、各種制度を利用しやすく復帰しやすい職場環境の整備を図っていくことが重要となります。

重点目標 ② 働く場における男女平等の実現

男女雇用機会均等法では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ること、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを定めています。しかし、意識調査では、約5割の人が「職場では男性が優遇されている」と回答している(問9)ほか、「採用条件」「昇進や昇格」「能力評価」などの面で約3~4割の人が「男性が優遇されている」と答えています(問5)。また一方では、約95%の人が女性が職業を持つことについて肯定的に考えています(問6)。

職場において、男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じ平等な待遇を受けられるよう職場環境の整備を推進するとともに、男女格差の改善に向けた積極的な取り組み(ポジティブ・アクション)を図り、女性の管理職登用を推進するなど、一人ひとりの能力を生かす支援を行う必要があります。

重点目標 ③ 国際交流と協力の推進

政治・経済・文化などの社会のあらゆる分野で国際化が進展する中、国境を越えた相互交流による信頼や友好・協力関係を推進し、国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かすことが必要となっています。

永平寺町では、様々な価値観や生き方に触れ、幅広いものの見方を養うことを主眼として、中学生の海外派遣事業を実施していますが、男女共同参画の視点を取り入れた更なる充実が望まれます。

また、町内在住の外国の人達が、同じ町民として生活できるような環境の整備が必要であり、町民が身近なところから自主的に国際協力活動に参加できるような情報の提供や体制の整備が求められています。

基本目標 III 男女が共に安らぐ生活づくり

重点目標 ① 男女の健康づくり支援

生涯を通じて心身ともに健康でゆとりのある生活を送ることは、全ての人々の望みであり、自立して生きていくための基本的要件です。

住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理が行えるよう、健康教育や相談体制の整備を図るとともに、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図るなど、生涯を通じた健康づくりを推進することが重要です。

また、女性の身体は妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面するため、生涯を通じた健康支援が求められるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※5）の視点に立って、男女がお互いの身体の特性を十分に理解しあい、お互いの心身を尊重し合う意識を幼少期から育んで行くことが重要です。

重点目標 ② 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備

少子高齢化が急速に進む中、肉体的にも経済的にも負担が大きい「老老介護」（※6）の増大が予測され、高齢者の家族は大きな負担を強いられています。特に介護を担っているのは大部分が女性であり、これが女性にとって大きな負担にもなっています。

意識調査で「問3. 仮に、あなたの家族に介護が必要になったとき、どのような介護をしたいとお考えですか。」の問に対して、女性の場合「自宅で福祉サービス等を利用して」が約7割、次いで「病院や介護施設を利用して」が約2割で、「自宅で主に女性が」「自宅で家族等が協力して」は合わせて約1割です。

このようなことから高齢者や障害者の介護は家族だけの問題ではなく地域全体で支えるという認識を図るとともに、多様化したニーズに的確に対応し、安心した生活が送れるような保健・医療・福祉面での支援体制を確立することが重要です。

また、高齢者や障害者が社会の一員として地域づくりに貢献し、充実した日々を送ることができるよう生活条件や環境の整備が必要です。

重点目標 ③ あらゆる暴力の根絶

今日、児童や女性・老人など社会的弱者に対する暴力は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。意識調査でも「パートナーから暴行を受けたことがあるか」の問に対し、少ないながらも「何度もあった」「1・2度あった」と答えており、見逃せない状況にあります。

女性や児童に対する暴力には、性犯罪、ストーカー行為（※7）、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※8）、児童虐待、セクシャル・ハラスメント（※9）等があり、このような暴力を受けた人は肉体的な傷害ばかりか心理的にも大きなダメージを受け、人間として生きる尊厳を著しく侵されます。暴力は、たとえ親しい間柄であっても決して許されないものという認識を社会全体に徹底することが大事であり、これらを未然に防ぐには、町民に情報を提供し、被害者が相談しやすい環境や体制の整備を進めていく必要があります。

基本目標 IV 推進体制づくり

重点目標 ① 施策推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、全ての部局が関係します。また、あらゆる施策は、男女共同参画社会づくりに配慮して企画・立案・実施されることが必要です。したがって、この計画の進捗状況を把握しながら、総合的な見地から整合性のある施策を推進するための庁内体制を整備する必要があります。

また、広く町民への情報提供に努め、啓発と協働を推進します。

重点目標 ② 町民・関係機関等との協力・連携の強化

男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが自らの問題として認識し、行動することが重要であり、町民と行政が一体となって計画推進に取り組んでいくことが不可欠です。地域の実情を踏まえた施策の推進を図るため、町民・団体・県および他市町村などとの協力・連携を図りながら計画を推進していきます。

(※2) 女性のエンパワーメント：女性が、自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意志決定の場に参画し、社会的状況を変えていく力を身につけること。

(※3) 積極的改善措置：ポジティブアクションともいう。男女間の格差改善のため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に与えること。

(※4) 就業時間や雇用形態における選択肢：フレックスタイム制、短時間正社員制度などがある。

(※5) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利

(※6) 老老介護：高齢者が高齢者を在宅で、多くの場合一人で介護する状況をいう。

(※7) ストーカー行為：同一の者に対して「つきまとい等」を反復して行うこと。

(※8) ドメスティック・バイオレンス (DV)：日本では一般的に、「夫や恋人など親密な関係にある又はあった男性から女性に向けられる暴力」の意味。

(※9) セクシュアル・ハラスメント：性的ないやがらせ。略してセクハラとも言われる。

主な施策の内容

基本目標Ⅰ 男女が共に生きる意識づくり

重点目標	施策の方向	主な施策の内容	関係課
家庭・地域での慣習の見直しと意識改革	男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、家庭や地域における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。 2 区長会を通じて、各区の事業や運営の中での慣習やしきたりについて見直しを進める 3 地域への啓発を推進し、男女共同参画に対する理解を広める。 	男女共同参画室 総務課 生涯学習課
	家庭生活における男女共同参画の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 家事・育児・介護等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭における男女の参画を促進する。 2 幼少期から、男女で差別をすることのないような子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進する。 	男女共同参画室 子育て支援課 生涯学習課
	男女が共に参画する地域づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女が共に参画する地域づくりを促進する。 2 男女共同参画を推進する活動への支援を図り、男女が共に地域活動やボランティア活動などに参画する町民の自主的な活動を促進する。 	男女共同参画室 生涯学習課
男女平等教育・学習の推進	男女の平等と自立を図る学校教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女平等と自立の意識を確立させる。 2 男女平等の視点に立って、一人ひとりを大切にする意識の醸成を図る。 3 男女が、お互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から性教育および健康教育を行う。 	男女共同参画室 子育て支援課 学校教育課
	男女共同参画を進める生涯学習の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習事業を積極的に進めていく中で、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの年代や性別、状況等に応じた学習機会を提供する。 2 男女の平等や一人ひとりの可能性を育む図書等の充実を図るとともに、情報の提供に努める。 3 性別に関わりなく、誰もが様々な分野に意欲的に参画することができるよう、各種団体活動等を通して地域に密着した推進を図る。 	男女共同参画室 生涯学習課 図書館

第2章 計画の内容

重点目標	施策の方向	主な施策の内容	関係課
政策・方針決定の場への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画促進	1 町の各種審議会等への女性の登用を積極的に進め、平成28年度末までに45%以上とする。 2 審議会等への女性の登用状況を調査し、その結果を公表する。	全庁 男女共同参画室
	女性のエンパワーメントの促進	1 女性が様々な分野に意欲的に参画することができるよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進する。 2 女性のリーダー、女性団体の育成および支援を行う。	生涯学習課 男女共同参画室
	地域の政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進する。 2 地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表する。	総務課 学校教育課 商工観光課 男女共同参画室

☆ 町の審議会・委員会等への女性の登用状況

		永平寺町 (H24. 3. 1現在)
審議会・委員会等の数		42
	うち女性委員を含む数	38
総委員数		735人
	うち女性委員数	283人
女性比率		38.5%

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標	施策の方向	主な施策の内容	関係課
男女の仕事と家庭の両立支援	多様な需要に対応した保育サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 子育てに関する相談支援体制の整備を行う。 乳幼児保育の支援の充実を図る。 学童保育の充実を図る。 ボランティア活動の促進を図る。 	子育て支援課
	多様な需要に対応した介護サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。 在宅福祉サービスの充実を図る。 福祉ボランティア活動の促進を図る。 	福祉保健課
	仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 育児・介護休業制度の周知徹底を図る。 労働時間の短縮や年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかける。 	子育て支援課 福祉保健課 商工観光課 男女共同参画室
	農林商工業における環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 農林商工業に積極的に取り組む女性への支援。 労働時間の適正化や労働環境の整備等、快適に働ける環境を整える。 女性就労者のエンパワーメント促進。 	農林課 商工観光課
働く場における男女平等の実現	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	<ol style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の定着促進を図る。 職場におけるセクシャル・ハラスメント(※3)の防止について啓発に努める。 女性が妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けられるよう啓発に努める。 	商工観光課 男女共同参画室
	職業能力開発および能力発揮の支援	<ol style="list-style-type: none"> 男女共への、自己啓発・能力開発への援助や情報提供を図る。 関係機関と連携し、研修機会の充実を図る。 	商工観光課 男女共同参画室
国際交流と協力の推進	国際的な視野をもった住民の養成	<ol style="list-style-type: none"> 国境を越えた相互交流により、友好や協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。 外国語の学習を通して他文化への興味を育て、幅広いものの見方を養う。 	生涯学習課 学校教育課
	海外諸地域との交流事業の促進	<ol style="list-style-type: none"> 町民が国際社会の一員として国際交流や協力活動に参画できるよう情報提供・支援を行う。 	生涯学習課 学校教育課

基本目標Ⅲ 男女が共に安らぐ生活づくり

重点目標	施策の方向	主な施策の内容	関係課
男女の健康づくり支援	生涯を通じた健康づくりの推進	1 健康診査体制の充実を図るとともに、予防に関する正しい情報を提供する。 2 生涯にわたり、スポーツ活動を通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備する。 3 食育を通じた健康づくりの推進。	福祉保健課 生涯学習課 学校教育課 農林課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する意識の浸透	1 妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	福祉保健課 男女共同参画室
	健康を脅かす問題についての対策の推進	1 エイズなど性感染症の予防と正しい理解を図る。 2 自殺予防、薬物乱用防止および飲酒・喫煙の害、うつ・精神障害等について啓発し、町民の理解を深める。	福祉保健課
高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備	看護・介護体制の充実	1 安心して暮らせる介護・支援体制の整備と充実を図る。 2 介護に関する学習機会や情報の提供。	福祉保健課
	保健医療体制の充実	1 高齢者や障害を抱えている方に対する保健や医療体制の充実を図る。	福祉保健課
	高齢者・障害者の社会参画の促進と就業環境の整備	1 地域ふれあいサロン等の充実を図り、生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。 2 シルバー人材センター等の機能を充実し、就業機会の充実を図る。 3 障害を抱えている方の自立支援施策の充実を図る。 4 施設、道路などのバリアフリー化の推進。	福祉保健課 学校教育課 生涯学習課 建設課
あらゆる暴力の根絶	暴力および差別を根絶するための基盤づくり	1 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止に努める。 2 防犯灯の設置など暴力の発生を防ぐための環境づくり。	福祉保健課 子育て支援課 総務課 男女共同参画室
	異性に対する暴力への取り組み	1 広報・啓発に努めるとともに、関係機関との連携を図る。	福祉保健課 子育て支援課 男女共同参画室
	被害者に対する相談支援体制の充実	1 相談窓口の充実を図り、関係機関と連携して支援体制を強化する。	福祉保健課 子育て支援課 男女共同参画室

基本目標Ⅳ 推進体制づくり

重点目標	施策の方向	主な施策の内容	関係課
施策推進体制の整備	男女共同参画の視点にたった推進体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内各課間の連携を強化し推進体制の充実を図る。 2 男女共同参画推進委員会を中心とした施策の推進を図る。 3 各種委員会との連携・強化を図る。 	各担当課 男女共同参画室
	施策の点検, 評価の仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画の視点にたった町の施策全般について点検・評価を実施する。 	男女共同参画室
	現状の把握と情報提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 2 広報誌やホームページ等による情報提供及び啓発に努める。 	男女共同参画室
町民・関係機関等との協力・連携の強化	住民参加の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民や各種団体・企業などとの協働の推進を図る。 2 自主的な住民活動団体等に対する情報提供等の支援を行う。 	各担当課
	国, 県等との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 県や他市町村と連携し、取組み状況等の情報提供や効果的な事業の推進を図る。 	各担当課

数値目標

基本方針	項目	現状値 (平成 23 年)	目標値 (平成 28 年)
I	家庭の中で男女平等になっていると思う人の割合	33.1%	50%
	地域の中で男女平等になっていると思う人の割合	29.8%	50%
	町の審議会・委員会等における女性の割合	38.5%	45%
II	職場の中で男女平等になっていると思う人の割合	31.0%	50%
III	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）受診率	28.0%※	50%
	特定健康診査受診率（40 歳以上の国保被保険者のうち、特定健診を受診した人の割合）	32.5%※	65%
IV	男女共同参画ネットワークへの加盟団体数	22 団体	30 団体

※は、平成 22 年度実績値

参 考 资 料



男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

資料1 男女共同参画社会基本法

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する債務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

第1部 基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきた。しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が指摘されている。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠である。

このため、本年7月の男女共同参画会議からの答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定する。

1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

策定に当たっては、以下のような基本的考え方に立っている。

- ① 男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ② 固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（以下「仕事と生活の調和」という。）、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

第3次基本計画において改めて強調している視点は以下のものである。

① 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。また、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

② 男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成し

ていくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。

3 今後取り組むべき喫緊の課題

2において改めて強調した視点を前提にした上で、今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題は以下のとおりである。

① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下「『2020年30%』目標」という。）の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。クオータ制（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進する。

② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要であり、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行に変更するといった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、男女の置かれた状況を客観的に把握するための男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、ジェンダー予算の在り方や家庭で担われている育児、介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。

③ 雇用・セーフティネットの再構築

女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保することができるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組を進める。

様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供を推進する。また、障害者や定住外国人が、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う。

④ 推進体制の強化

男女共同参画社会を実現するため、国内の推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限発揮できるようにするため、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。

地方公共団体や民間団体等における取組を支援して各団体等がそれぞれの機能を十分発揮できるよう、有機的な連携を図った取組を強化する。

4 第3次基本計画の構成

第3次基本計画は、この「基本的な方針」（第1部）、「施策の基本的方向と具体的施策」（第2部）及び「推進体制」（第3部）で構成している。

第2部では、男女共同参画を推進する15の重点分野を掲げて、それぞれの分野について「基本的考え方」を定めている。また、「基本的考え方」の下で、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と平成27年度末までに実施する具体的施策をそれぞれ「施策の基本的方向」と「具体的施策」において記述している。

さらに、本計画を実効性のあるアクション・プランとするため、各重点分野において「成果目標」を示している。「成果目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである。

第3部では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述している。

（平成22年12月閣議決定）

福井県男女共同参画推進条例（福井県条例第59号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画（第8条）

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第9条－第16条）

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発（第17条－第19条）

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等（第20条－第23条）

第3章 福井県男女共同参画審議会（第24条－第29条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらずなく尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町村、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体（以下「県民等」という。）ならびに市町村と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為（精神的に苦痛を与える行為を含む。第15条において同じ。）をしてはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

(制度および慣行の改善を促進するための措置)

第10条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第12条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第13条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第14条 県は、市町村および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力の根絶)

第15条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村、県民等の活動に対する支援)

第16条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第17条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第18条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける

2 男女共同参画月間は、6月とする。

(表彰)

第19条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第21条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第22条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告)

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)

第24条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組 織)

第26条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第27条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 男女がともに協力して行う住民の主体的な地域活動を通して、本町における男女共同参画社会の形成に資するため、永平寺町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第 2 条 推進委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画のまちづくりを推進するための方策を検討し、実施すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 町の男女共同参画に関する施策の推進に協力し、普及啓発を図ること。

(構 成)

第 3 条 推進委員会の定数は15名以内とする。委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に意欲のある人
- (2) 積極的に地域において活動している人、又は活動しようとしている人

(任 期)

第 4 条 委員の任期は1年とする。なお、再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員会の互選によって定める。

- 2 会長は必要に応じ委員を招集し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 会長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(会 議)

第 6 条 推進委員会は会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 推進委員会は委員の半数以上の出席で会議を開くことができる。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶 務)

第 7 条 推進委員会の庶務は、住民生活課内男女共同参画室において行う。

(そ の 他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

永平寺町男女共同参画推進委員会委員名簿

任期 H23. 4. 1～H24. 3. 31

(順不同・敬称略)

番号	氏名	住所	主な所属
1	堀江俊子	松岡神明	永平寺町女性連絡協議会
2	栃川喜美子	松岡薬師	さんさん de ねっと!
3	和田龍三	松岡芝原	松岡地区壮年集団連絡協議会
4	宮本達雄	松岡越坂	松岡地区壮年集団連絡協議会
5	高橋律子	松岡松ヶ原	輝く女性永平寺会議 (H21)
6	森塚美智子	松岡下合月	企業組合ハンドメイド風ふう
7	問井憲子	谷口	永平寺町食生活推進委員会
8	山口利明	京善	永平寺地区壮年集団連絡協議会
9	伊藤美樹	轟	永平寺町国際文化交流協会
10	野坂泰代	市野々	輝く女性永平寺会議 (H21)
11	酒井正幸	牧福島	上志比地区壮年集団連絡協議会
12	南部信雄	栗住波	上志比地区文化協会
13	安部ひろみ	浅見	上志比地区女性連絡協議会
14	市岡次代	山王	上志比地区女性連絡協議会
15	多田博幸	吉峰	上志比地区壮年集団連絡協議会

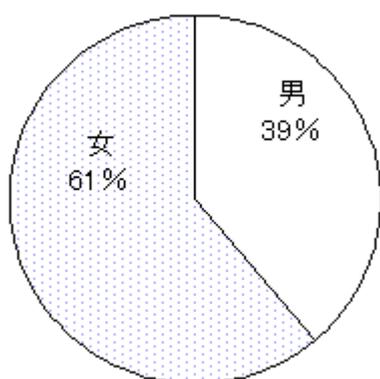
男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

【調査の概要】

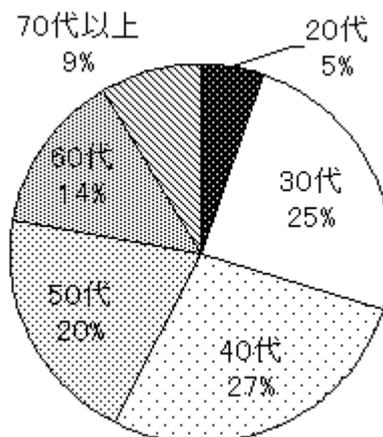
1. 調査対象 永平寺町内に住んでいる20以上の男女
2. 実施期間 平成23年8月1日～平成23年9月15日
3. 調査の方法 幼稚園保護者会、小中学校 PTA、壮年団、女性連絡協議会、老人クラブなどの各種団体を通して配布・回収を行った。
4. 配布数 560（女性 280、男性 280）
5. 回収数 426（女性 260、男性 166）
6. 回収率 76.1%（女性 92.8%、男性 59.3%）

【回答者の属性】

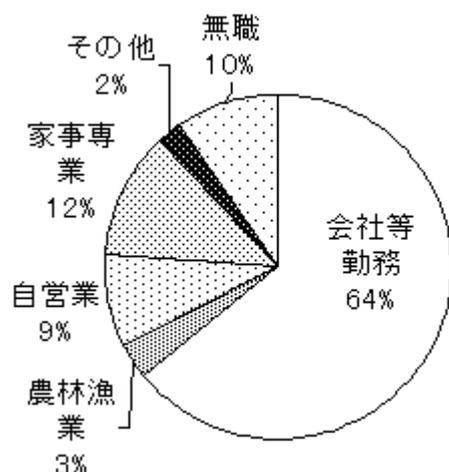
回答者の性別



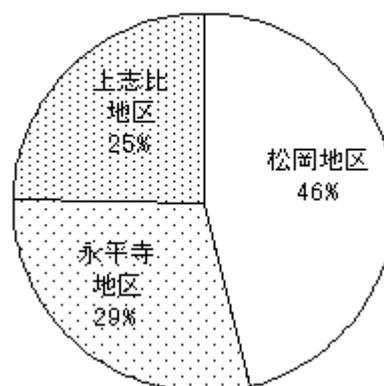
回答者の年齢世代



回答者の職業

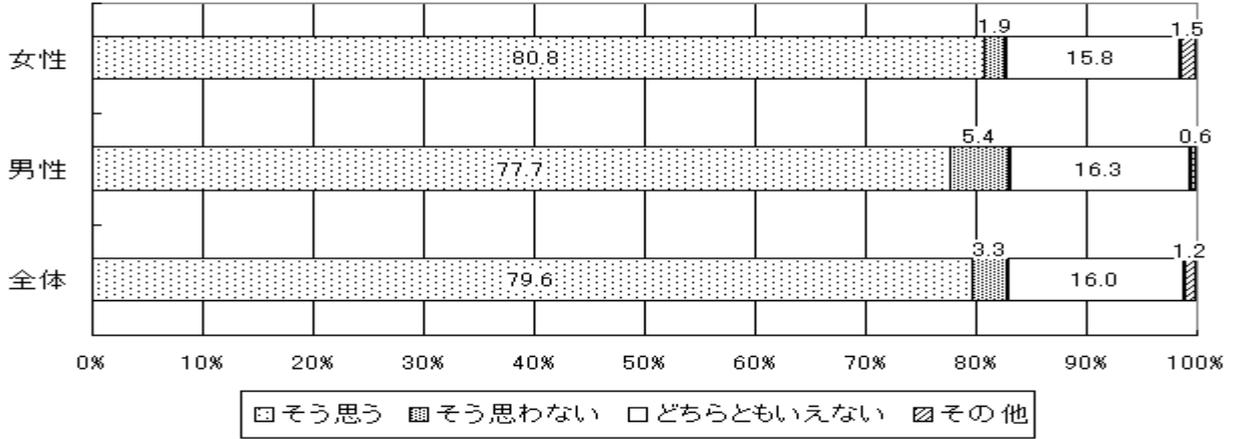


回答者のお住まい



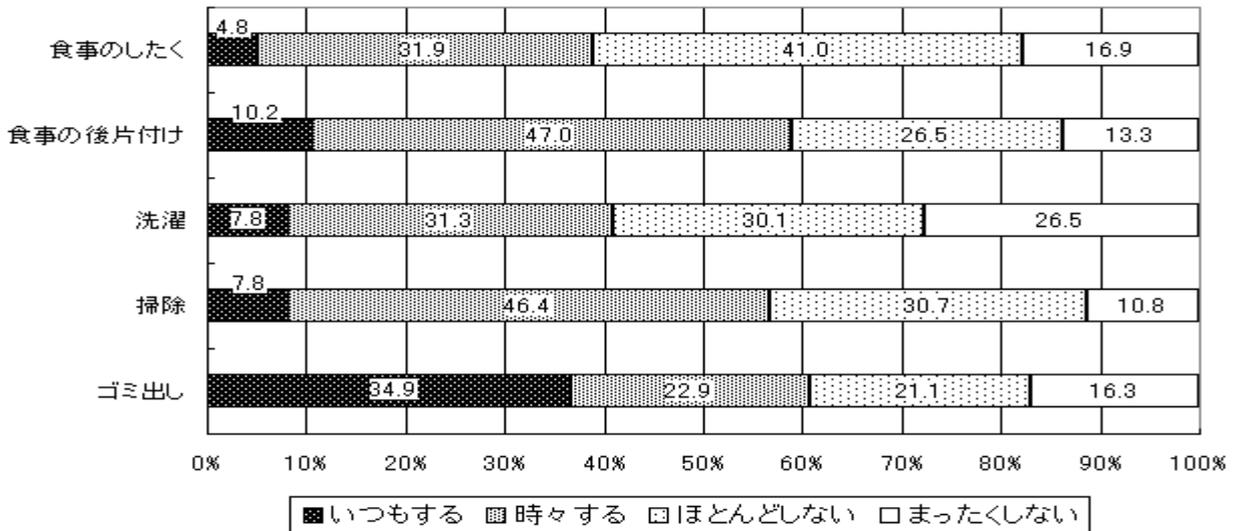
資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問1 「男性も子育てや介護・家事に関わり、家庭と仕事の両立を図るようにしたほうが良い」という考え方について

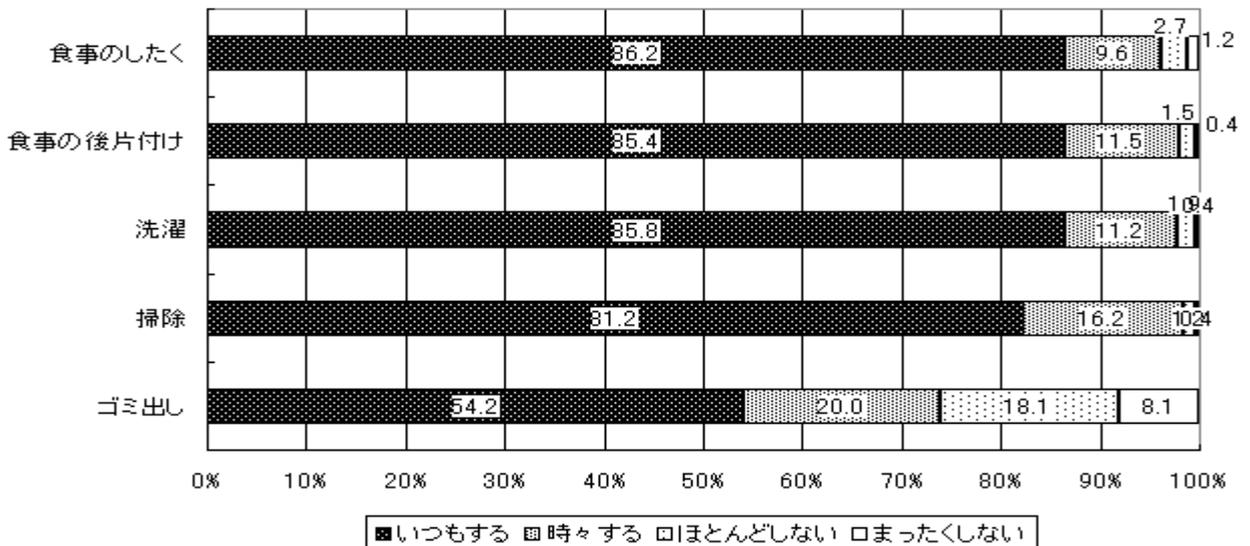


問2 あなたは、家庭の中での仕事や役割をどのくらい果たしていますか。

【男性 N=166】

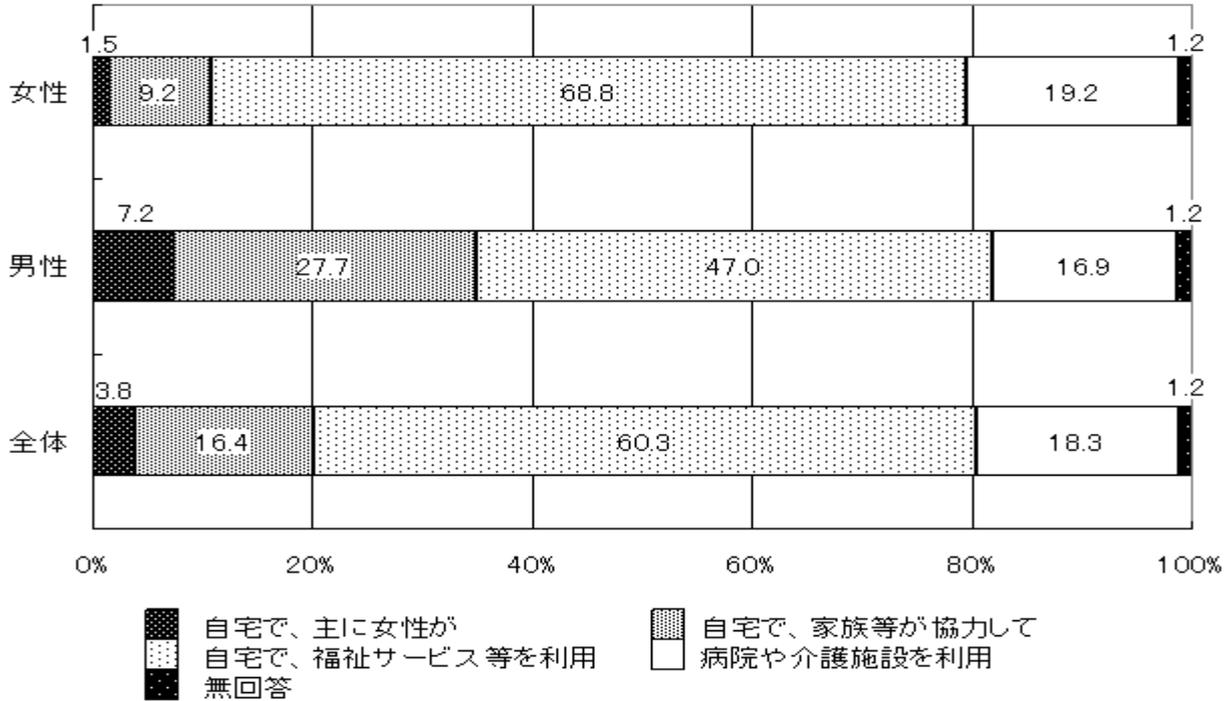


【女性 N=260】

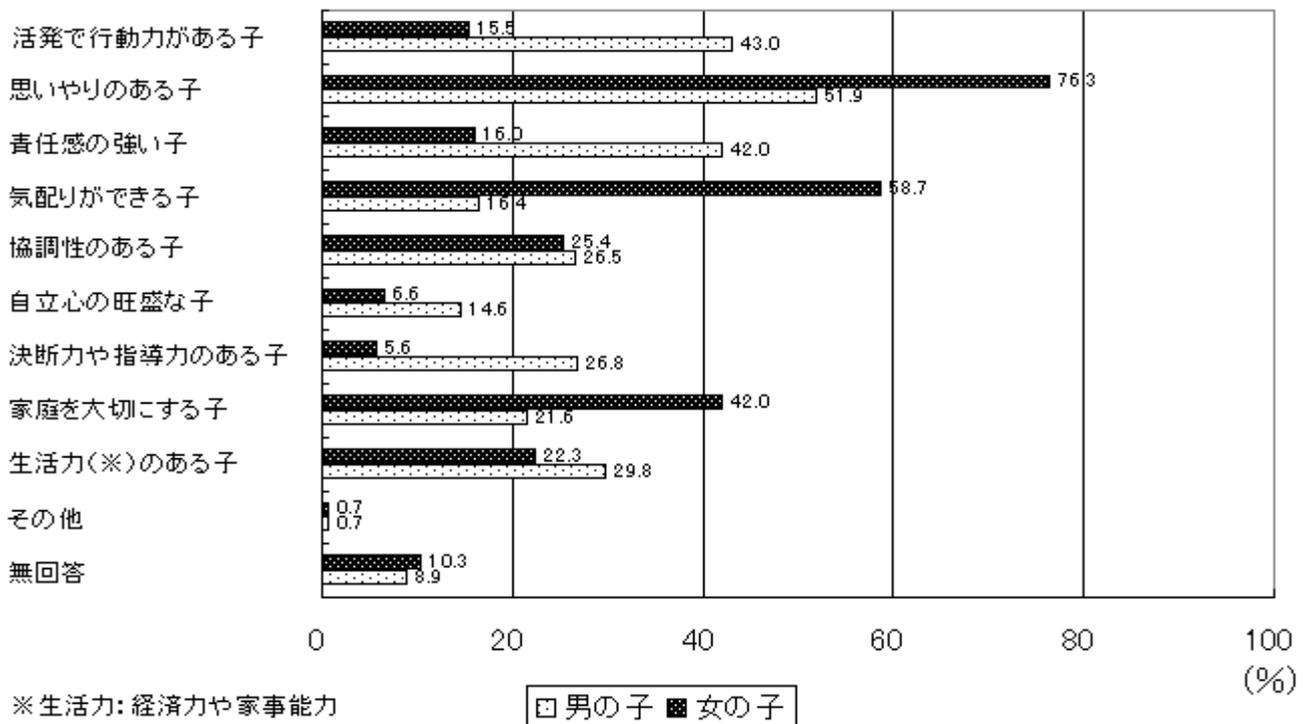


資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問3 仮に、あなたの家族に介護が必要になったとき、どのような介護をしたいとお考えですか。



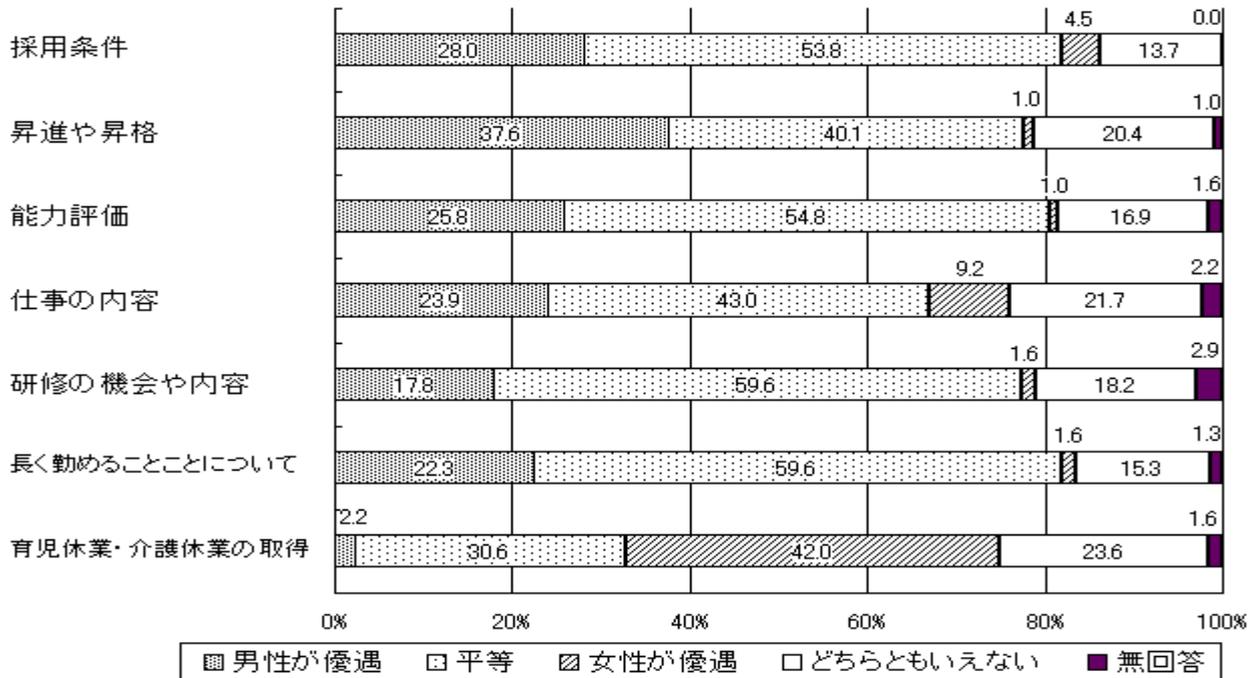
問4 あなたは、お子さんをどのように育てたいと思いますか。



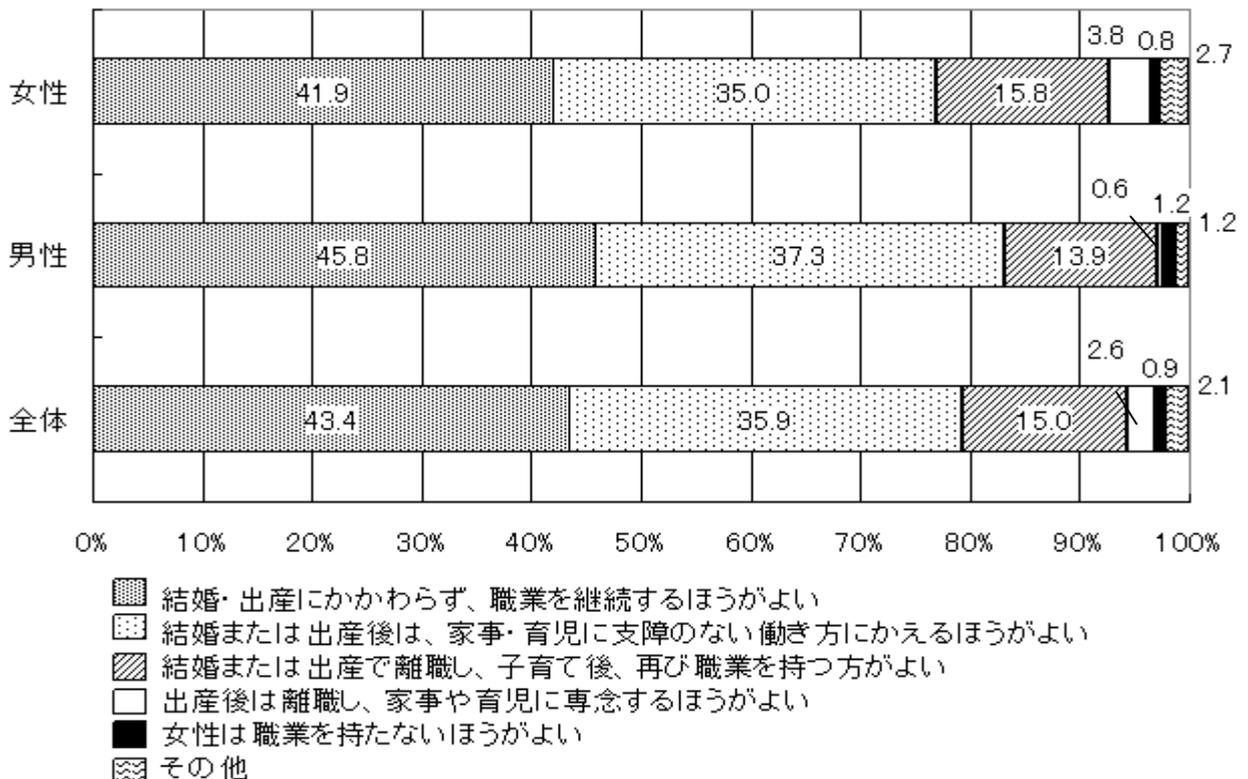
資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問5 あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。

【N=314】

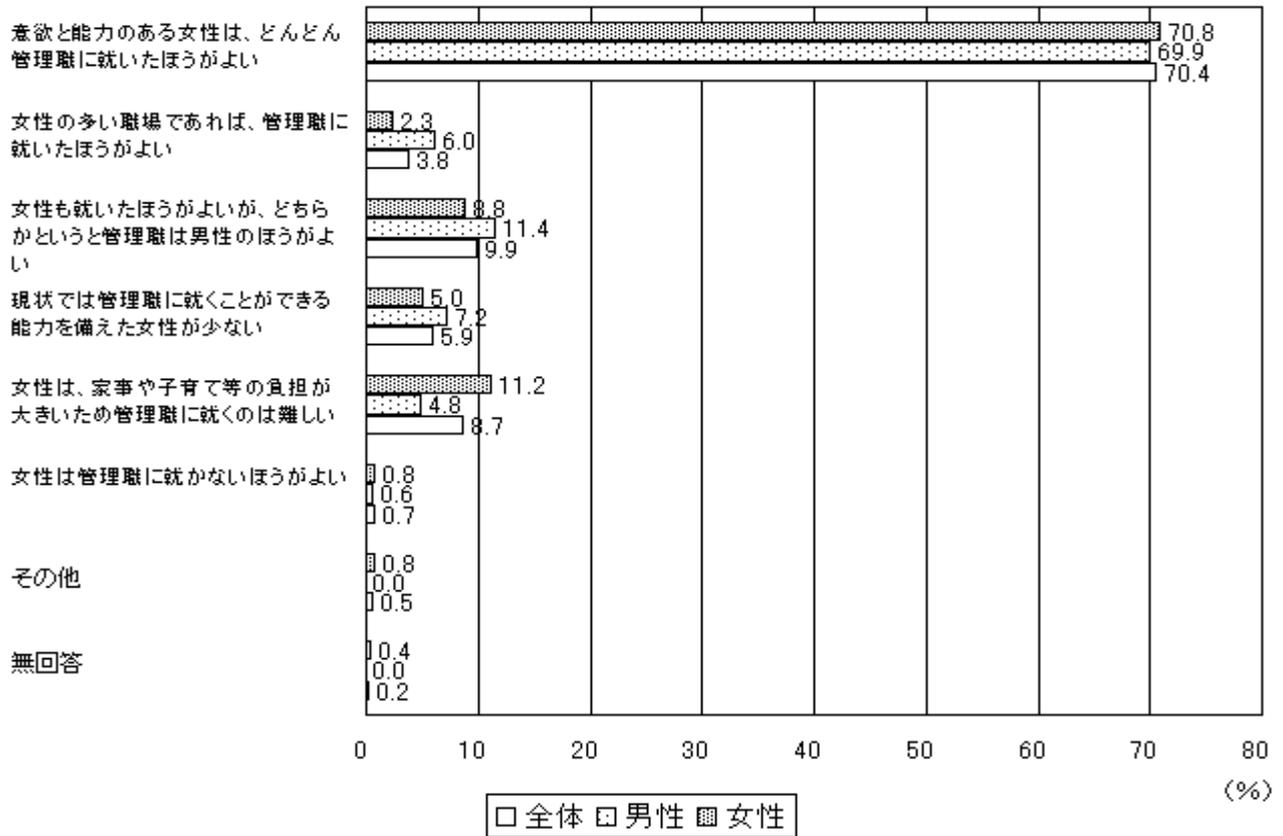


問6 一般的に、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。

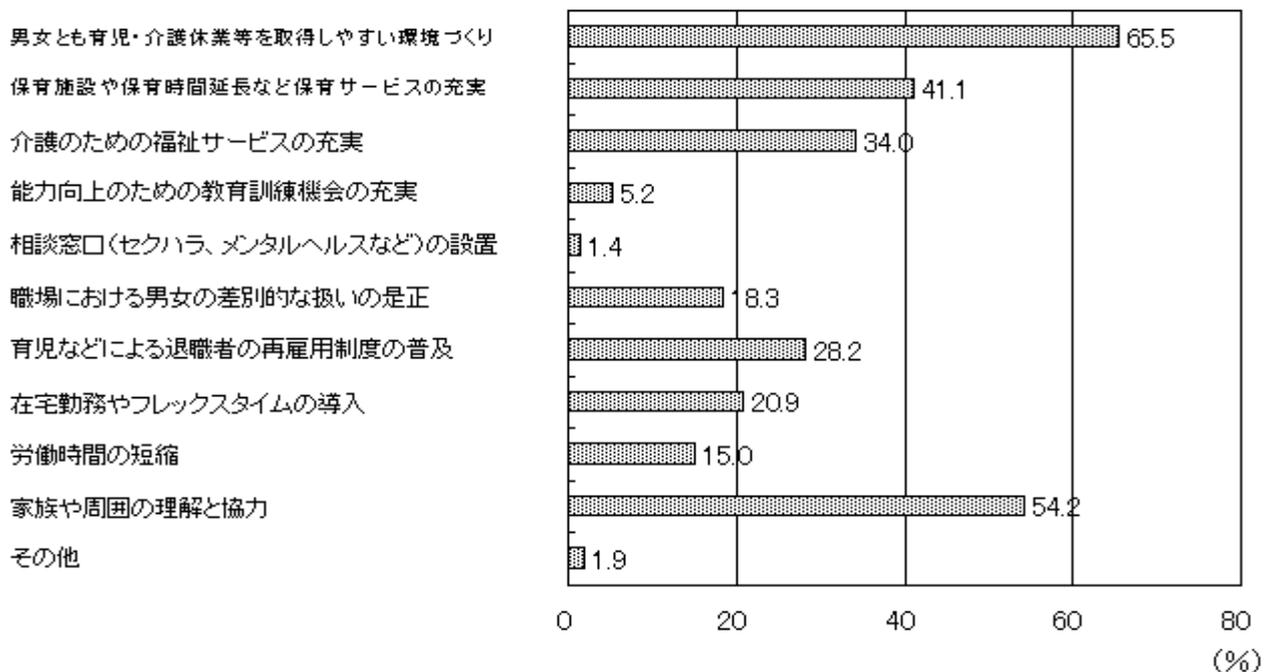


資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問7 一般的に、女性が管理職に就くことについてどうお考えですか。

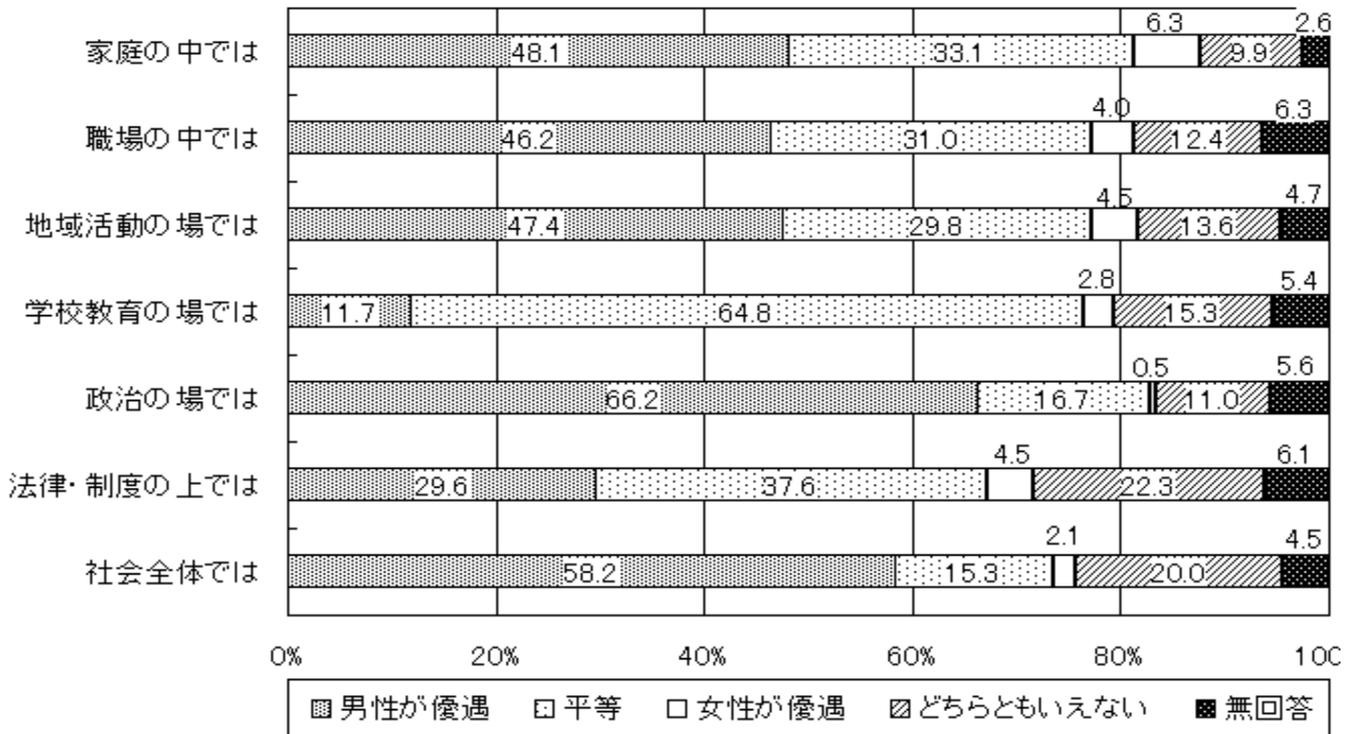


問8 男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。

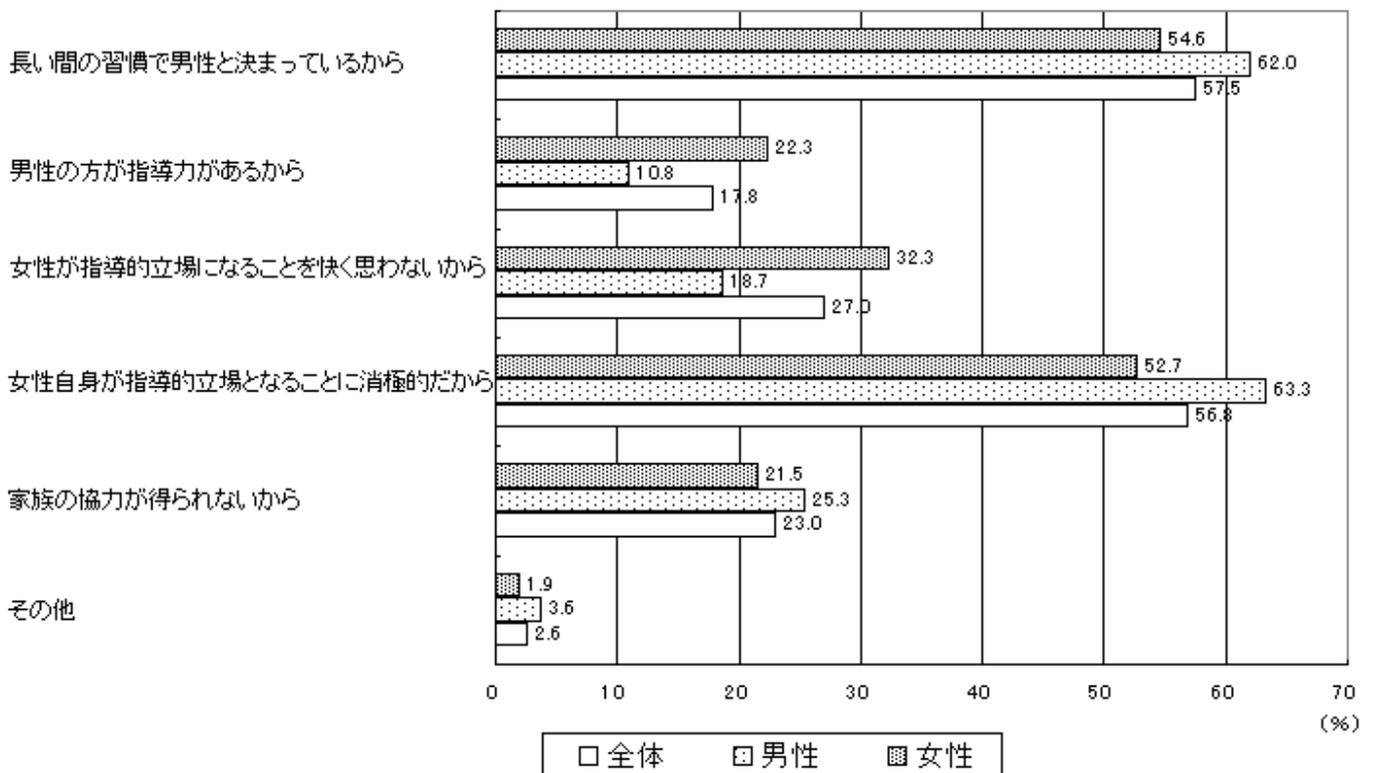


資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問9 あなたは、次にあげる各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



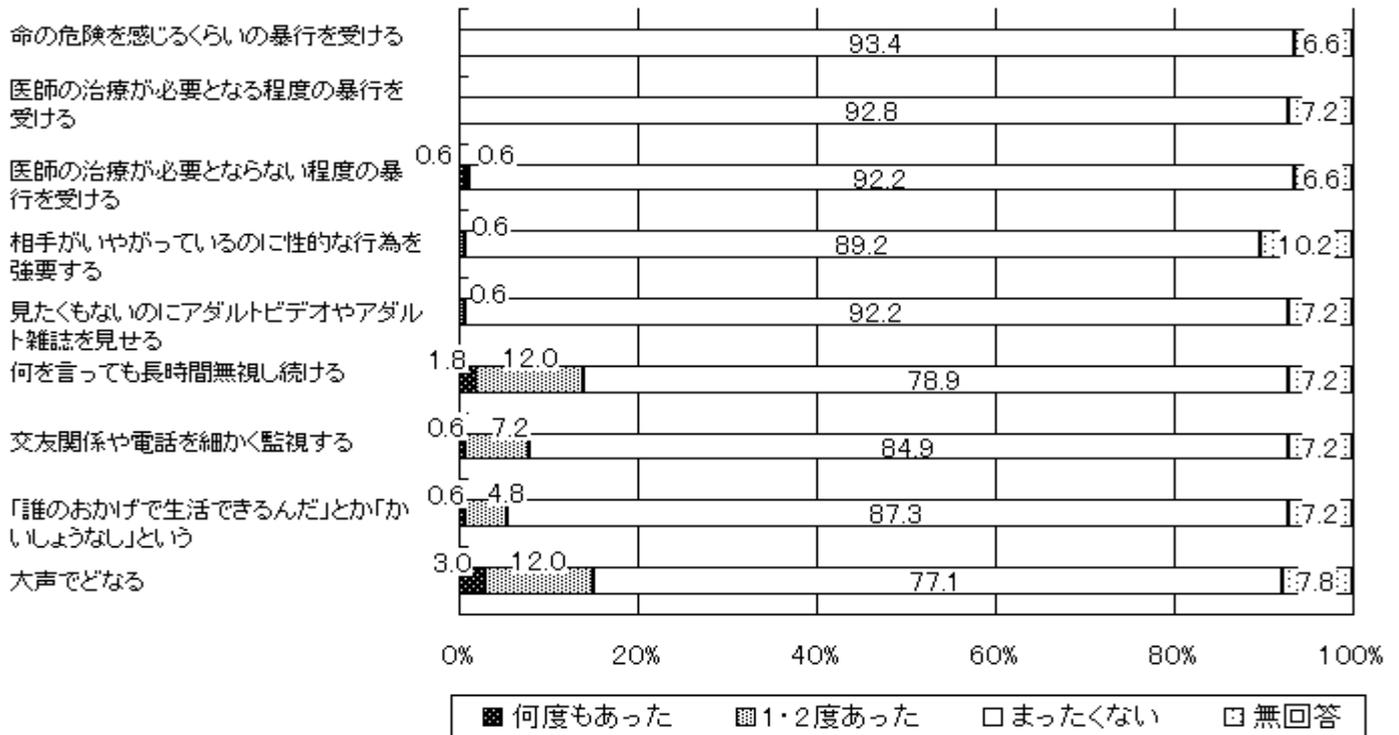
問10 町内会長やPTA会長など、地域で指導的立場にある女性はまだまだ少ない状況です。その理由として考えられるものは。



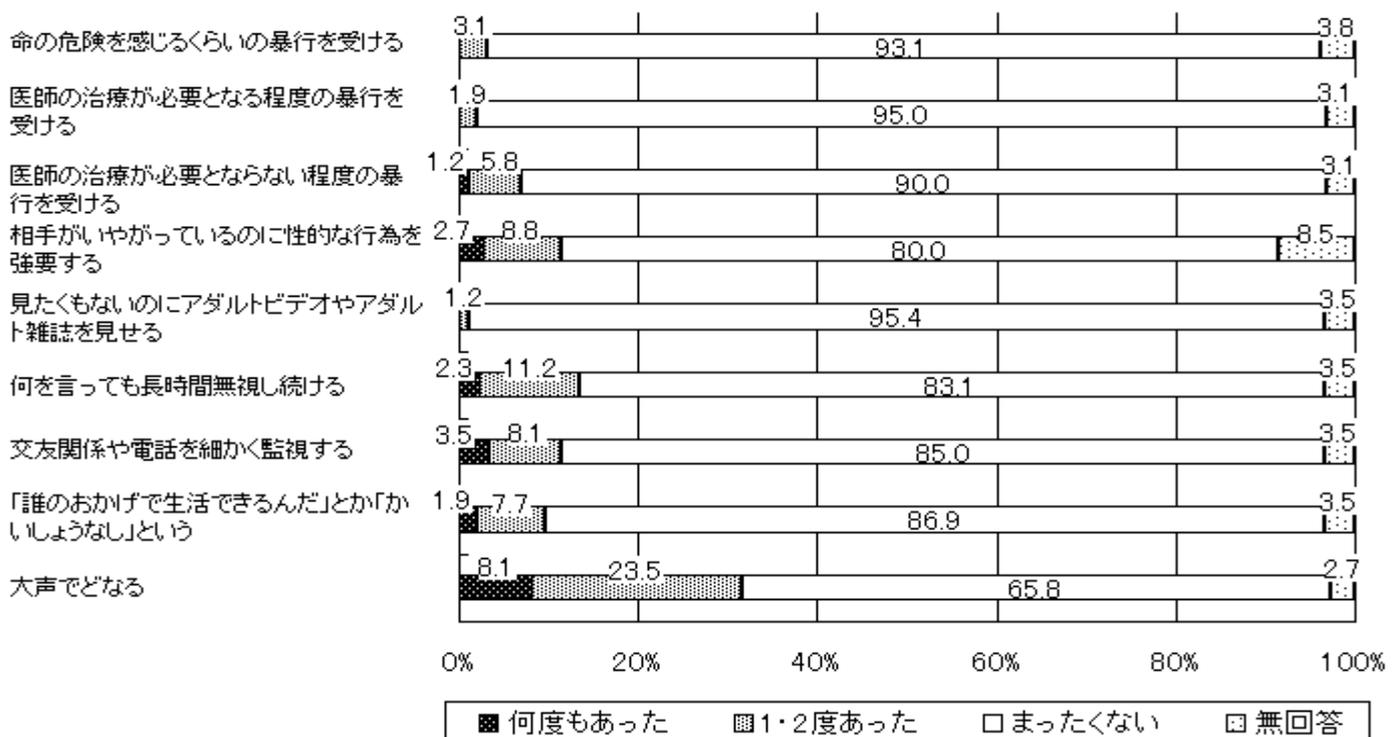
資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問11 あなたはこれまでに、あなたのパートナー（配偶者・恋人など）から、次のようなことをされたことがありますか。

【男性 N=166】

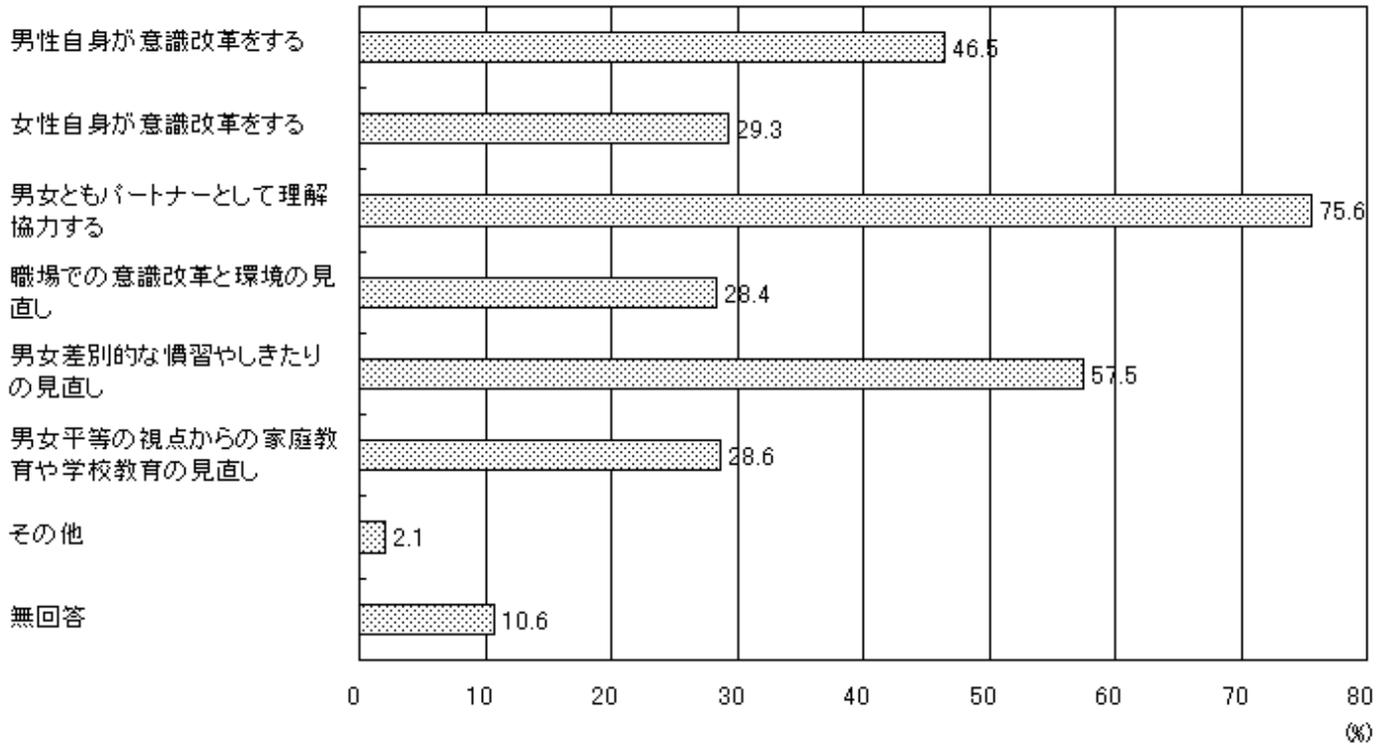


【女性 N=260】

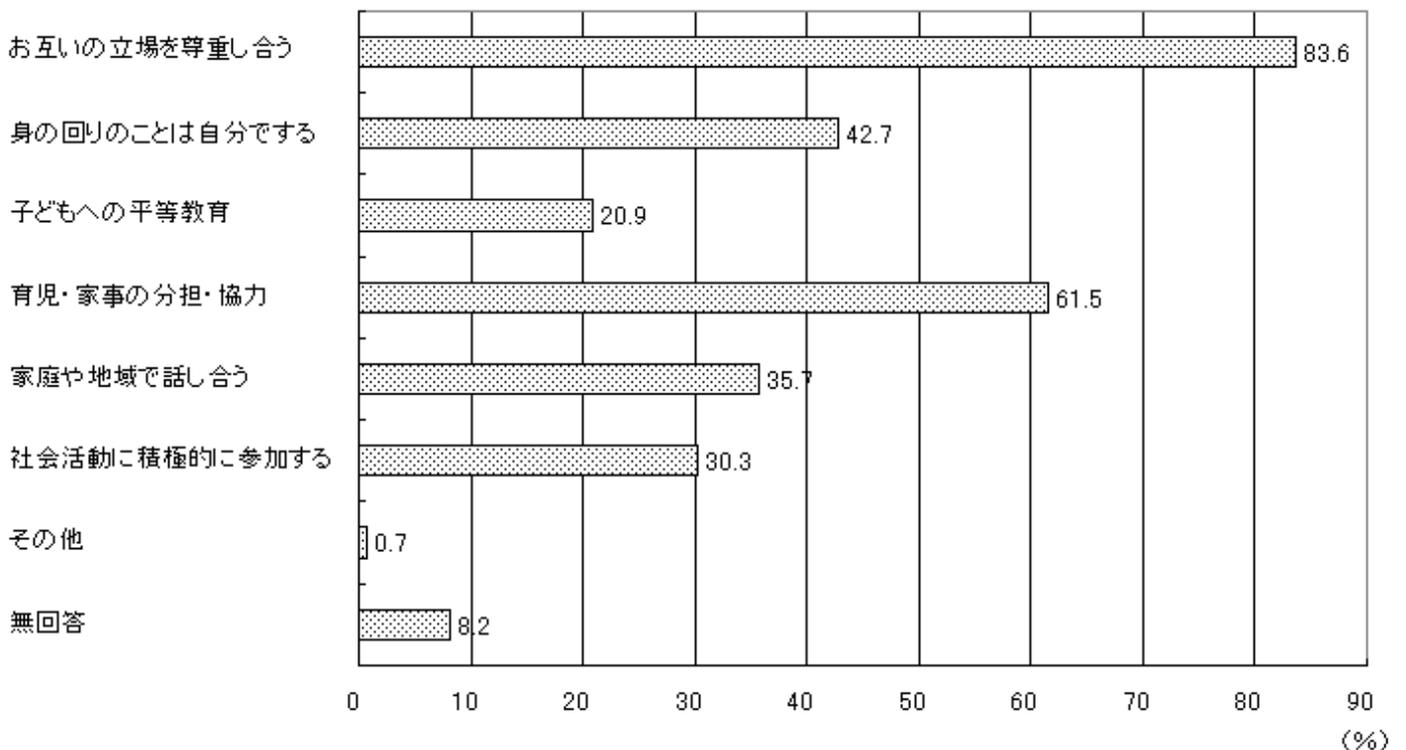


資料5 男女共同参画に関する町民意識調査結果（抜粋）

問12 男女が社会の対等なパートナーとして、互いに人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が必要だと思いますか。



問13 男女共同参画社会の実現に向けて、あなた自身はどんなことをしたいですか。



男女共同参画に関する永平寺町・福井県・日本・世界の動き

年	永平寺町の動き	福井県の動き	日本・世界の動き
1975年 (昭和50年)			国際婦人年(目標:平等・発展・平和) 第1回世界女性会議(メキシコシティ) ・総理府に婦人問題担当室設置
1978年 (昭和53年)		婦人児童課に婦人問題担当を設置	・1977年「国立婦人教育会館」開館 1979年「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)		1983年青少年婦人課に婦人対策室を設置	第2回世界女性会議(コペンハーゲン)
1985年 (昭和60年)		婦人の地位向上推進連絡会設立	第3回世界女性会議(ナイロビ) ・「国籍法」の施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女性差別撤廃条約」の批准
1987年 (昭和62年)		「21世紀をめざすふくい女性プラン」県内行動計画策定	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1991年 (平成3年)			・中学校で技術・家庭科の男女共修開始
1992年 (平成4年)			・女性問題担当大臣の設置 ・「育児休業法」施行 1993年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994年 (平成6年)			・総理府に「男女共同参画室」、「審議会」、「推進本部」設置 ・高校で家庭科の男女共修開始
1995年 (平成7年)		「福井県生活学習館」開館 (財)ふくい女性財団設立 1998年「ふくい男女共同参画プラン」策定	第4回世界女性会議(北京) ・「育児・介護休業法」施行 ・1997年男女雇用機会均等法改正
1999年 (平成11年)			・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年 (平成12年)		女性政策室を男女共同参画室に改称	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク) ・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)	旧松岡町・永平寺町・上志比村 意識調査実施		・内閣府に「男女共同参画局」「同会議」設置 ・「男女共同参画週間」実施 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年 (平成14年)		福井県男女共同参画推進条例公布 「福井県男女共同参画計画—ふくい男女共同参画プラン—」策定	
2003年 (平成15年)	旧永平寺町「男女共同参画計画」策定	男女共同参画室を男女共同参画・県民活動課に改組	
2004年 (平成16年)	旧上志比村「男女共同参画推進計画」策定		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	旧松岡町「男女共同参画推進計画」策定		国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006年 (平成18年)	永平寺町男女共同参画推進委員会設置	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催
2007年 (平成19年)	「えいへいじ男女共同参画計画」策定		
2010年 (平成22年)	永平寺町男女共同参画都市宣言 永平寺男女共同参画ネットワーク設立		・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011年 (平成23年)	男女共同参画に関する町民意識調査実施	2012年「第2次福井県男女共同参画計画」策定	

《用語の解説》

※1 ジェンダー P. 3

一般に、生殖機能や生殖器の違いなど身体的・生理的特徴による男女の区別を指して「セックス」という概念が用いられるのに対し、「ジェンダー」は歴史や文化の中で作られた「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という規範や区別を指す概念。

※2 エンパワーメント (empowerment) P. 7

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

「女性のエンパワーメント」とは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意志決定の場に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えて力を持つことを意味する。

※3 積極的改善措置 (Positive action) P. 7

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

(例：国の審議会等委員への女性登用のための目標設定、女性国家公務員の採用・登用促進等)

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

※4 就業時間や雇用形態における選択肢 P. 8

- ・フレックスタイム制：労働者が自由に出退社時刻を決めることができる制度。
- ・育児時短：育児期間中の時間短縮勤務。
- ・短時間正社員制度：正社員の身分のまま、勤務日数や1日の労働時間を減らす制度。

・派遣労働：人材派遣会社に雇用されて、派遣先の業務を行うこと。給与は派遣会社から支給される。

などがある。

※5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ P. 9

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、平成6年 (1994年) の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年 (1995年) の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

※6 老老介護 P. 9

高齢者が高齢者を在宅で、多くの場合一人で介護する状況をいう。

※7 ストーカー行為 P. 9

同一の人物に対して「つきまとい等」を反復して行うことで、恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、本人や家族などに対して行う「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ」、「監視していると告げる」、「面会・交際の強要」、「無言電話・連続した電話」、「性的羞恥心を侵害する」ことなど。

※8 ドメスティック・バイオレンス（DV）
（Domestic Violence） P. 9

日本では一般的に「夫や恋人など親密な関係にある、又は、親密な関係にあった男性から女性に向けられる暴力」の意味。

暴力には、殴る蹴るといった身体的暴力ばかりでなく、無視したり罵倒したりする精神的暴力、性的行為の強要などの性的暴力、金銭的自由を与えない経済的暴力、人間関係や行動を監視したりするなどの社会的暴力などがある。

※9 セクシャル・ハラスメント P. 9

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）は、継続的な人間関係において、有意な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動であり、身

体への不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の提示など様々なものが含まれる。

それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設職員とその利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものである。

特に雇用の場においては、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり（対価型セクシュアル・ハラスメント）、またはそれを繰り返すことによって就業条件を著しく悪化させる（環境型セクシュアル・ハラスメント）ことを言い、男女雇用機会均等法には、事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されている。



